

令和5年

衣浦衛生組合第2回協議会会議録

令和5年5月31日

令和5年第2回衣浦衛生組合議会協議会会議録

令和5年第2回衣浦衛生組合議会協議会は、令和5年5月31日（水）午後1時30分衣浦衛生組合会議室に招集された。

1. 議事日程

- 第1 協議事項（1） 衣浦衛生組合議会議員等の紹介
（2） 衣浦衛生組合議会申し合わせ事項等について

2. 本日の会議に付した事件

- （1） 議事日程第1

3. 議員

定数	10名	欠員	なし		
	番	山口	春美	番	大竹 敦子
	番	岩月	ひろし	番	祢宜田拓治
	番	新美	交陽	番	岡田 公作
	番	柴口	征寛	番	杉浦 康憲
	番	橋本	友樹	番	長谷川広昌

欠席議員（0名）

4. 説明のため出席した者

事務局長	片山 正樹	庶務課長	高橋 文彦
業務課長	田中 秀彦		

5. 出席した事務局職員

庶務課課長補佐	糟谷 勲
庶務課課長補佐	磯貝 光好
業務課課長補佐	安藤 理純
庶務課庶務係長	旭 陽将
庶務課庶務係担当係長	富山 順子
業務課管理係担当係長	宮地 郁夫

6. 会議の経過

(午後1時30分開会)

○事務局長（片山正樹） 定刻前ですけれども、皆さんおそろいになりましたので、ただいまより組合構成市により議員10名をお迎えいたしまして、令和5年第2回衣浦衛生組合議会協議会を開催いたします。

協議会の会長は衣浦衛生組合議会協議会規定第3条の規定により、会長は議長をもって充てると定められております。現在協議会の会長、副会長ともに空席でございますので、地方自治法第107条の規定に準じまして年長の議員に臨時会長の職務を行っていただきます。本日の出席議員の中で、新美交陽議員が最年長でございます。それでは新美交陽議員、臨時会長をよろしくお願いいたします。

○臨時会長（新美交陽） ただいま、御紹介にあずかりました新美交陽でございます。協議会の会長が決定するまでの間、私が臨時会長の職務を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○臨時会長（新美交陽） それでは、ただいまの出席議員は10名であります。よって、令和5年第2回衣浦衛生組合議会協議会は成立いたしました。よって、会議を開会します。

これより会議に入ります。

本日の協議日程は、お手元に配付の協議日程表のとおりであります。

○臨時会長（新美交陽） ただいまより、協議事項（1）衣浦衛生組合議会議員等の紹介を行います。

本件について、事務局よりの紹介を求めます。

○事務局長（片山正樹） 会長、事務局長。

○臨時会長（新美交陽） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） ただいま議題となりました協議事項（1）衣浦衛生組合議会議員等の紹介につきまして、参考資料1によりご紹介いたします。

名簿順につきましては、両市の議会より報告がありました名簿順に整理させていただいたものであり、ご紹介はこの名簿順とさせていただきます。

なお、本会議につきましても、この名簿順を議席順とさせていただく予定でございます。

それではお一人ずつ、お名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますが自席でご起立をお願いいたします。

衣浦衛生組合議会議員は、碧南市議会より選出の議員といたしまして、山口春美議員、大竹敦子議員、岩月ひろし議員、柘宜田拓治議員、新美交陽議員、高浜市議会より選出の議員といたし岡田公作議員、柴口征寛議員、杉浦康憲議員、橋本友樹議員、長谷川広昌議員。以上でございます。

続きまして、本日出席をしております組合職員の一般職の紹介をさせていただきます。事務局長は私、片山正樹でございます。よろしくお願いいたします。

庶務課長、高橋文彦、業務課長、田中秀彦、庶務課課長補佐、糟谷 勲、庶務課課長補佐、磯貝光好、業務課課長補佐、安藤理純、庶務課庶務係長、旭 陽将、庶務課庶務係担当係長、富山順子、業務課管理係担当係長として奥谷元典、宮地郁夫、田邊英徳の3名でございますが、出席は交代で1名ずつとさせていただきます。本日は宮地郁夫が出席をしております。

以上で協議事項（1）衣浦衛生組合議会議員等の紹介とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○臨時会長（新美交陽） 紹介が終わりました。

○臨時会長（新美交陽） 次に、協議事項（2）衣浦衛生組合議会申し合わせ事項等についてを議題といたします。

本件について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（片山正樹） 会長、事務局長。

○臨時会長（新美交陽） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） ただいま議題となりました協議事項（2）衣浦衛生組合議会申し合わせ事項等につきまして、本日机上に配付させていただきました参考資料2により御説明をいたします。こちらは改選前の議員からの申し送り事項が追加された案でございます。追加する部分にはアンダーラインが表示してございますのでよろしくお願いいたします。

はじめに1議長、副議長の選出についてでございますが、（1）議長は管理者の属する市以外の市の議員の中から選挙する。（2）副議長は議長の属する市以外の市の議員の中から選挙するというものでございます。これにより現在管理者は碧南市長でございますので、議長は高浜市の議員、副議長は碧南市の議員よりお選びいただくものでございます。

次に2監査委員の選出についてでございますが、議会選出の監査委員は議長の属する市以外の市の議員の中から選出するというものでございます。これにより議員選出の監査委員は碧南市の議員の中から選出していただくものでございます。

次に3議案に関する質疑についてでございますが、議会会議規則では質疑は同一の議題については1人で3回を超えることができないとしておりますが、当初予算及び決算認定の議案については、歳入歳出それぞれ3回まで質疑することができるとしております。これは平成23年11月28日組合議会協議会にて決定されたものでございます。

次に4一般質問についてでございますが、（1）実施する定例会は5月定例会を除く組合議会定例会、（2）質問順序は受付順、（3）質問時間は質問時間のみで20分以内、（4）質問方式はアの一括質問一括答弁方式、質問回数は3回まで、またはイの一問一答方式でございます。

（5）提出期日は定例会開会日の14日前から10日前までの間の午前9時から午後5時までに事

務局へご提出をお願いします。（６）一般質問通告書は別紙のとおり。また一般質問通告書は会議規則の精神を尊重し、理解し、質問の要旨をできるだけ具体的に分かりやすく記載するというものでございます。追加の理由でございますが、御質問に対して適切に当局側が答えるための通告書であることを御認識いただくためでございます。

次に５ 予算、決算に関する概要説明会についてでございますが、予算については予算案（議案）送付から定例会開会日までの間に、決算については決算証書類閲覧の実施日にそれぞれの説明会を開催するというものでございます。

次に６ 概要説明会等への飲料水の持込みについてでございますが、概要説明会及び議会協議会においては飲料水等（水、お茶）を水筒もしくはペットボトルに入れて持ち込めるものとするというもので、これは平成29年12月26日組合議会協議会にて決定されたものでございます。

次に７ 申し合わせ事項の確認についてでございますが、改選期ごとに改めて協議並びに確認するものとするというものでございます。

以上で、協議事項（２）衣浦衛生組合議会申し合わせ事項等（案）についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○臨時会長（新美交陽） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○（山口春美） 会長。

○臨時会長（新美交陽） 山口議員。

○（山口春美） 今それぞれ執行部の自己紹介が行われたんですが、地方自治法の中で執行部と議会は車の両輪ということが言われています。執行部のみの自己紹介だったんですが、議会事務局としてはどういった形になっていて、どなたが担当しておみえになるのか。まず伺います。

○事務局長（片山正樹） 会長、事務局長。

○臨時会長（新美交陽） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 衣浦衛生組合においては、碧南衣浦衛生組合職員定数条例というものがございまして、その中に議会の事務局の職員ということで３人ですけれども、管理者の事務局の職員においてこれを兼ねるものとするということで、議会事務局の職員としては３名、私と庶務課長、それから庶務係長が一応この担当ということに決めております。

以上です。

○（山口春美） 会長。

○臨時会長（新美交陽） 山口議員。

○（山口春美） トップの執行部のトップの方が議会事務局のトップを兼ねるということは、車の両輪どころか車のわっぱが一つしかないということになってしまいますが、もう一度改めて名前で３名をお聞かせいただくとともに、その執行部がその車の一輪しかない中で議会の側も議会運営委員会がなくて、いろいろなこの本会議、協議会等以外の様々な日程の調整だとか、いろん

な問題が出てきた時に議会運営委員会というのは必須なものだと思うんですが、議会運営委員会もありません。どなたがどこで決めてみえるのかというのも、私たちが長年入ったり入らなかったりしてきたんですが、分からないまま今日に至っています。その議会運営委員会というのは、私たち議員の総意としてやっぱりきちんと決めていくべきではないかというふうに思うんですが、それについては別に執行部に聞くものではないんですが、議会のことは議会で今新美交陽議員が取り回ししてみえるので、それも含めて一遍論議していただきたいなというふうに思うんですが、まず、その二つお答えください。それで両輪じゃなくて片輪ですよ。それじゃあ地方自治体の役割、果たしてないと思うんですが。

○庶務課長（高橋文彦） 会長、庶務課長。

○臨時会長（新美交陽） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） 私ども事務局側としてお答えさせていただきますけれども、一部事務組合の立場としましては、議会を持っておりますが、事業の内容はごみの処理ですとか、し尿処理だとか、そういう事業を処理しているというところで、そのほとんどが構成市である碧南市及び高浜市からの、いろいろ取決めによって行われていることとなりますので、議会という存在もございませぬけれども、碧南市、高浜市の議会で決められたことをここで御承認いただくとか、確認いただく議会という存在だというふうに、一部事務組合はどちらかという自主的な議会運営というよりは両構成市の議会に準じているという考えになると思いますので、特段議会事務局として独立するということが、あまり合理的ではないというふうに考えられるのではないかなと思います。一応条例としましても事務局長のほうから説明があったとおり、局長と庶務課長と庶務係長が兼務ということで、それで十分運営できているというふうに。特段今まで問題がなかったというふうにも認識をしております。

また、議運がということですが、組合としましては議会会議規則上もこの協議会です。この協議会が議運も兼ねていると。議会の運営に関する事項も、この協議会で決めるということになっておりまして、議運というのはどちらかと言えば代表、会派とか、党の代表が集まったの議会の運営について話し合う場だと思っておりますけれども、組合のこの限られたこの10名がそれぞれが会派なり、党なりというところで代表して来ているというよりは各市を代表して見えていますので、ここに集まられた10名が全員が話し合うこの協議会がちょうど議運という役目も果たしておりますので、ここで話し合いをしながら決めていただければ十分議運としての役目を果たせるかなというふうに。また、特別に代表者を募ってというのなかなか難しいというふうに考えますので、全てそういうことで便宜上、合理的に考えてやっていく必要があるかというふうにも思いますので、御理解のほど、よろしく申し上げます。

○（山口春美） 会長。

○臨時会長（新美交陽） 山口議員。

○（山口春美） 確認しますと、事務局としては片山さんと高橋さんと旭さんの3人が議会事務

局の職員ということで私たちは認知すると。二つの顔を持つ3人ということですね。それで全国的には一部事務組合で議会事務局を持って、議運も持っているところは、あるのかないのかというのは調査されたことはあるんでしょうか、県内とか。いつまでもこのまま、ずるずると執行部と一緒にやっていくなんてことは、ちょっといびつなやり方だと思うので、ぜひ調査した上で可能ならば議会事務局、別に独立するという形じゃなくても今日でもちゃんと議会事務局の職員として明記して紹介いただきたいと。私たちは違う、私たちの味方だよという目で接しさせていただきたいと思うんですが、調査はされたことあるんですか、議運も含めて。衣浦東部消防なんかは、そういう形では議運もあるし、事務局も一応形ばかりでもあると思いますけれども、どうでしょうか。

○庶務課長（高橋文彦） 会長、庶務課長。

○臨時会長（新美交陽） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） 今ちょっと資料は持ち合わせておりませんが、以前にもこの県内ですかね。一部事務組合ですとか、調べさせていただいたことがございますが、衣浦衛生組合の議会はどちらかというところ非常に丁寧というか、年4回の議会を行っておりますし、一般質問をやっておりますし、そういったこともどちらかというところ丁寧かなと。議会回数も3回とか2回とか、予算決算しかやってないとか、議運があるところも本当に限られているような状況なので、大概議運もなく、うちの組合と同様な扱いをしているという感触でございますので、その辺も御理解をいただきたいなと思います。よろしくお願ひします。

○（山口春美） 会長。

○臨時会長（新美交陽） 山口議員。

○（山口春美） 言葉を濁してみえたんですけども、あるようなニュアンスで議運のほうは言われたので、あったならば、やはりそれを確立していくということも検討課題にさせていただきたいというふうに思いますし、議会事務局は議会の度ごとに議事録なんかの整理もあったり、なかなかこのトップとナンバー2の方と、それから庶務課長、係長の方でほかの仕事もこなしながらということになるので、なかなか大変じゃないかというふうに思うので、できれば専任性を取れる方向性で検討していただきたいなというふうに思いますし、議会のほうは議運をやっぱりきちんと10人そんな、そういったって四六時中集まることはできないと思うので、やっぱり確立する方向でこの1年かけて、私たちもこれで任期最終ですので、次の方たちにバトンタッチしていく上でも検討課題の一つとして議会事務局と議会運営委員会の確立というのは、ぜひ提起をさせていただきますので、皆さん方が専門家なのでよく調べていただいて、きちんと二輪になるように、二つのわっぱで支えていくようにしていただきたいというふうに思います。

それから議員のほう、正副議長なんですけど、それぞれ碧南、高浜と分けて管理者との兼ね合いで選出するというところになっているんですけど、もともとはそういったことも議会運営委員会だとか、議運なんかを開くようにしていくような議長を選出していきたいなと。そういうことに問題

意識を感じていない議長なんかは嫌だわと個人的には思うんですが、そういったことも含めて立候補制あるいは所信表明をできるような機会を持つべきだというふうに思います。小さいところで一部事務組合という限定はあるんですけども、やはりどこか分からないところで今日もまだどなたがなるのか私たちも全く分からないんですが、話が回って水面下で決められてしまっているということは非常に民主的でないというふうに思うので、やっぱりそれも検討していただきたい。執行部に言うことじゃないよね、これは。私たち議会の自らが正していくことだというふうに思いますので、それについてはどうなんですかね。今、取回しをしてみえる年長議員さんは。

○臨時会長（新美交陽） 今、山口議員のほうから議長選挙も議長も同じですけども、立候補制を導入したいという、そういったこともどうかというような御意見が出されましたんですが、執行部のほうに聞く話じゃなくて、議員の皆さんに御意見を伺わにゃいかんということでお伺いさせていただくんですけども、このことについて皆さん御意見はいかがでしょう。

○（杉浦康憲） 会長。

○臨時会長（新美交陽） 杉浦議員。

○（杉浦康憲） 先日高浜の議会のほうでもそういったお話がありましたが、地方自治法で考えていくと若干法的な整備が曖昧な部分があると思っております。もちろんそういった立候補制について、全く否定するつもりはありませんが、そういったことをきちんとしたルール作りをした上でやっていかなきゃいけないかなと思っておりますし、あと、私たちもこの5人は今回高浜市から5人出ていますが、今回のこの5人で決めちゃっていいのかなということもありますので、そういったことも含めて今後の課題としてはいいと思いますが、今回というのはちょっと時期尚早かなとは思っております。

○臨時会長（新美交陽） ありがとうございます。ほかにはいかがでしょう。

○（柘宜田拓治） 会長。

○臨時会長（新美交陽） 柘宜田議員。

○（柘宜田拓治） 今、杉浦議員が言われた同じようなことなんですけども、碧南市議会でも、つい最近なんですけども本会議で議長につきましては立候補制をぜひ導入してほしいという御意見もありまして、その事務局と法律等かなり調べておいたんですけど、言われたみたいに基本的には立候補制はできないということなんですけど、全国的にもやって、それで近くでやってみえるところがあるとそのやり方をこういった例えば全員協議会だとか、その本会議ではないところでそういうルールの下に立候補を表明されて、それを参考にして議長選挙にあたるということですので、そのルール作りにつきましては、この当協議会、当組合ではこの協議会がそれにあたるかもしれないので、各市のそれぞれの議会の許諾というか、私ども10人で決めるわけにはいきませんので各市のほうへ持ち帰って、そこでそれを協議し、すべきか、すべきではないかと、あるいは、するなら、どういったルールで行うかということを決めてから、ここに持ち寄ってくるのが筋ではないかなと思っておりますので、今この段階で私どもがオーケー、許諾を表明することはで

きない、そういう状況だと思います。でもこれは検討する課題の価値はあるというふうに思いますので、今後に委ねるべきだと思います。

以上です。

○（山口春美） 会長。

○臨時会長（新美交陽） 山口議員。

○（山口春美） もちろん私たち、自分の頭で考えて自分の頭で議会改革を進めていくということが原則だというふうに思います。それで実際には6月9日の本会議で議長選挙が行われるわけですから、どなたがもし立候補決意してみえるなら、あるいは候補に挙がってみえるなら、そういうことも含めて所信表明で立候補制を導入していきたいということも含めて、私たちが誰に相談するでもなく、やっぱり一歩踏み込んで改善の声を上げていくということが大事なので、まだどなたがなられるのかは全く私たちも情報を入手していませんし、あえて日本共産党を除外してやってみえる、碧南の本会議ではそうだったんですが、そういった動きでやってみるとしたら、もう言語道断で民主主義のない議会だなということで烙印を押されるわけですから、ぜひ6月9日に向けて、もし議長になられるおつもりの方がみえるなら堂々と事前に、電話でも何でもいいので私出たいと思います。ついては議運も議会事務局もなるべく意向に沿うような形で前に進めていきたい、立候補制も取っていきたいということを証明していただきたいなど。それこそ子供たちの選挙でも学校の選挙でも立候補制を取って選挙をやっているわけですから、大人の私たちがそれに背くような形ではいけないと思うので、ぜひ積極的な提案をさせていただきますので、もし身に覚えのある方、それぞれ碧南、高浜で正副が名指しされているかもしれませんので、そのように前向きに検討していただきたいと、これを要望しておきます。よろしいですね。あの、もう1個いいですか。

○臨時会長（新美交陽） 山口議員。

○（山口春美） これ、完全に改善してほしいんですが、前の議会からも言ってきたんですが、予算決算の審議の時に歳入歳出でそれぞれ3回ずつというので、私たちがこの議会に入っていない時に決められました。でも以前は歳入歳出、ずっと一問一答方式でやっていて十分に午前中でその審議が終わるような形で私たちもよく分かったし、議事録でまとめる時にもとても分かりやすい形だと思うんですが、3回限定となると答弁漏れがあったり、いろいろして、すごく窮屈なやり方だと思うので、本当に議会の議論をちゃんとやっていこうと思ったならば、これはやめていただいて従来のように一問一答方式で1ページずつめくって行って、なければどんどん先に行くわけですから、前やっても何の支障もなかったなので、私は前のやり方に変えていただきたいというふうに思いますので、それは今日の10人の皆さんの間で決議すれば、この前に歳入歳出で3回ずつなんて決めたのも勝手に決めた話だと思いますよ。だからそれは撤回していただいて、もう一度前に戻していただきたいと。それでなければ私たちは市民の付託に応えられない。予算決算がきちんと審議できないとなるとね。と思いますので、ぜひそれは皆さんの総意によっ

て変えていただきたいというふうに思いますけれども、よろしくをお願いします。

○臨時会長（新美交陽） 今、山口さんのほうから二つ今出されました。立候補制のことについてと歳入歳出の3回を枠を外してほしいという、二つ出ているんですけども、立候補制のことにつきましては、高浜市さん、碧南市さん両方の御意見として今ここですぐ決めてしまうということは、無理があるのではないかというような御意見もありました。このことにつきましては、それぞれの議会で協議をされるというような、今後もそういう状況でもありますので、碧南市議会としてはその結果を見てからにしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時会長（新美交陽） この件につきましては異議なしということで、山口議員にも御了解をいただきたいと思っております。今後それぞれの議会で御審議願って、それで本会議のほうでも導入するというようなことが例えば決まっていけば、こちらのほうも順次行くよというようなことになるのかなというふうには思っております。

それから今の歳入歳出3回ずつというふうに決められているものを枠を外してほしいということに関しましては、この件について御意見、撤廃してほしいという御意見があったんですが、この件については皆さん、御意見いかがでしょうか。

○（杉浦康憲） 会長。

○臨時会長（新美交陽） 杉浦議員。

○（杉浦康憲） この件については自分も8年間やってきまして、自分のまちの議会でもそういった話がよくありますけど、確かに聞いていて1回というのは、いったい何なのかなというのはすごく思うところでありまして。山口議員の言われるとおりの答弁するほうにされましても、多分ボリュームが少ないほうが答弁もしやすいのかとは思っております。でも、この議会、こちらの組合さんのほうが、この平成23年に決められたということなんですけど、その時にどういった経緯で決められたか分かりませんが、こちらに関してもやはりまた先ほどと一緒なんですけど、今回5人で高浜出てきていますけど、前はこういった経緯は分かりませんが、自分たちが今ここで決めるというのもまた、ほかの議員さんに対しても説明ができませんので、もう一度それも持ち帰りたいなとは思っております。高浜市としては。

○（山口春美） 会長。

○臨時会長（新美交陽） いや、ちょっと待って。碧南側の御意見としては。

○（柘宜田拓治） 会長。

○臨時会長（新美交陽） 柘宜田議員。

○（柘宜田拓治） 私が代表するわけじゃないですけど、平成23年の11月28日にこの協議会で決定されたということは非常に重いことであると思っております。これに至る経緯もあって、こういう決定がなされたということは重く受け止めるべきであると思っておりますし、一番最後に申し合わせ事項の確認についてということですけど、申し合わせ事項については改選期ごとに改めて協議並び

に確認するものとする」とありまして、この平成23年に決められたということ自体がちょっとよく分からないんですけど、途中だもんですから、この改選期ごとに確認するという協議並びに確認するとあるのに23年に変えられたと。以前がどうなったのかここには書いてないんですけど、そういうことからすると、途中で変えることもあるのかなと思いますが、先ほどちょっと出ましたが、うちらこれで私ども碧南市はあと1年だもんですから、改選になるもんですから、またこの一番最後にあるように私ども、もうこの1年で変わってしまいますので、またこの改選期ごとに私ども当てはまるものですから、次の方たちが次の期にどういうことをすべきかということに改めて考えていただいてから決めていただければと思いますし、今はこの23年の決定に従うべきだと私は思います。

以上です。

○（山口春美） 会長。

○臨時会長（新美交陽） 山口議員。

○（山口春美） 私たちは独立した一部事務組合という地方自治体。の議員として、それぞれ送られてきました。ですから、よそに帰るところないし、この場で決着するしかないんですよ。そんなかえって相談する相手もないし。だからこの発言の規制については、やっぱり基本は住民の声をきちんと届けて、よりよい行政を行っていただくという点ではなるべく自由度を高めるということが基本的な原則だと思います。それで、こういう形でやられたもんだから、私たちこの規則の中で一般質問ができるという項目があったんですが、長い間一般質問をやらずにきました。だけど一方的に1人の方からこういう提案があって、ごり押しで通されたので、そんなことするなら一般質問やりますよということで、そこから一般質問が始まったんです。もともとはなかったんですよ。極めて平和的にやっていた話で、もう油に火を注いだもんだから、ここで。やった、やってしまって、私は5月のやつもやれということも求めているんですけども、やっぱりきちんと住民の、そう数ある議会じゃない、たった1日で終わってしまうので組合議会も。その中でちゃんと皆さんが自由にものが言えて、納得のいく形で答弁をいただいて、市民の皆さんに説明できるような状況にしていくというのは、基本の基本だというふうに思うので、私はこれを以前のように一問一答方式でこなしていくと。まずはこの予算は終わってしまったので9月の決算になるんですが、決算からやってみればいいじゃないですか。そんなにもめないですよ、全然。以前それでやっていたんだもん。というふうに思うので、みんなそれぞれ首の上についてるのは頭でしょう。頭で考えなきゃあ。ここに持ち帰ることなんか何もないですよ。前やっていたことだもんだからね。ということで、民主化についてどうなのかというところを、やっぱりそれぞれ考えていただいて、前に進めるべきだと。新人さんも高浜で入ってみえるし、来年また新しい方も碧南市から出てみえると思いますので、私たちは実際にこの先達として、問題点があるなら変えていくということが必要だというふうに思いますね。

○庶務課長（高橋文彦） 会長、庶務課長。

○臨時会長（新美交陽） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） ちょっと今これに至った経緯についてというお話がございましたので、こちらのほうから、かいつまんでですけれども、これに至った経緯を説明させていただきます。もともとですが組合議会会議規則第18条におきましては、質疑は同一の議題について1人で3回を超えることはできない。ただし、特に議長の許可を得た時はこの限りではないとされているもので、特にこの会議規則というのは変更したという経緯はございません。通常ですと3回以内で質問を収めるというのが、議会会議規則で定められたものでございますので、それに基づいたものでございます。ただ、それ以前については、特にそれを会議の中で問題にすることがなかったもので、その場の解釈で受け取っていたという感じではないかと思えます。その後、平成21年の5月21日に開催されました第2回協議会におきまして、この時の会長が委員の質疑回数が4回目となった時に、会議規則の3回を超えることができないということを指摘されたことから、この時質問が4回で終結されました。こういう経緯がありまして、それ以降3回の規定というのがどうかということが議論されるようになったということでございます。その後、同年10月1日開催の第3回定例会においても、議長が議員の質疑回数が3回となるのを指摘され、反論があったため、質疑回数については今後検討するということになりました。そこで同年12月の22日に議員討論会というのを開催しまして、質疑については通常1議案に3回、予算及び決算においては歳入歳出それぞれ3回までという議長が提案するも、議員全員の同意が得られず次回に送られたという経緯がございます。その後、平成23年5月30日開催の第2回定例会まで議長において3回までの運用をされておりましたが、同年9月30日の開催第3回定例会において議員より質疑回数制限解除を求める発議があり、議論が終結せず、近々に全員協議会に諮るということになりました。それをもって同年11月28日に臨時の全員協議会を開催し、質疑回数について意見を交わし、通常議案1議案に3回、予算決算においては歳入歳出それぞれ3回とすることで、また今おっしゃられましたけれども一般質問の実施についてが承認され、現在に至ったということでございます。

以上です。

○臨時会長（新美交陽） 事務局から今説明が、経過の説明がありました。大変よく分かりまして、いろいろ大変協議を重ねてきた結果が今ここにあるというふうに思っております。これを決められてから年数もたってはおりますけれども、これについて何と言いますか、質問についても非常に明確に簡潔に答弁を求めるというようなことの趣旨も踏まえて考えていきますと、やはり今の現状の方向で行くのがいいんじゃないのかなというようなことを思いますけれども、改めて年数もたっておりますし、そういったことで御意見がまた山口議員のほうからあったということについては記録をしていきたいというふうに思っております。また、今後この1年をかけまして、また御意見があれば伺っていきたいなというふうには思っております。そういうことで御了承いただきたいと思います。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時会長（新美交陽） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時会長（新美交陽） ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は執行部の説明を了承することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時会長（新美交陽） 御異議なしと認めます。よって本件は説明を了承することに決定いたしました。

○臨時会長（新美交陽） 以上をもちまして、協議事項は全部終了いたしました。

これにて令和5年第2回衣浦衛生組合議会協議会を閉会いたします。

慎重ご審議、誠にありがとうございました。ご苦労さまでした。

（午後2時10分閉会）

以上は、令和5年5月31日に行われた令和5年第2回衣浦衛生組合議会協議会の会議録であります。

令和5年5月31日

臨時会長 新美交陽